

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、相続対策が必須のケースについて解説します。

1. 争いに発展しそうな場合

家族の仲が悪い場合の相続対策では、「遺言書」が必須と考えられます。遺言書が残されていたら遺言書によって財産が相続人等に相続されることになり、遺産分割協議を必要としません。不動産を相続人以外の者に遺贈する場合には、遺言書に遺言執行者の定めがあれば、不動産の所有権移転登記は遺言執行者が行い、共同相続人の協力は必要ありません。

しかし、遺留分を侵害するような遺言の場合には、遺留分侵害額の請求が行われることが予想され、また、遺言書が包括遺贈（遺産の1/2を長男に1/3を長女になどと記載したもの）によって作成されている場合には、指定された者が指定された割合により共有で相続するか、誰がどの遺産を取得するのか分割協議が必要となります。

そのため、相続争いに発展しない遺言書の作成に当たっては、専門家の指導を受けて作成することが肝要です。

なお、相続税の軽減対策は避けることが無難です。相続税の軽減対策は、家族全体の相続税は軽減されても、共同相続人の各人ごとに判定すると有利不利が混在します。

たとえば、養子縁組によって相続税は軽減されても、相続人が増加することに伴い相続分が変動します。また、アパートを建築すれば相続税の軽減が期待されますが、相続人の中には相続したらその土地を現金化したいと考える場合には、更地の方が売りやすいなど考える人もいると思われます。

その結果、相続税の軽減対策を行うことが、相続争いに「火に油」を注ぐことになりかねません。

2. 換金処分の困難な財産が大半で相続税の納税資金に窮することが予想される場合

相続問題で相続争いの防止策に次いで重要なことは、相続税の納税資金対策です。相続税は相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告と納税をすることとされています。

換金処分の困難な財産が大半の場合には、生前対策で相続税の納税資金の確保をしておかなければ相続人は困窮することになります。資産の現金化や資産の有効活用によって現預金を多く残す対策も重要です。しかし、これらの対策には時間を要することも考えられますので、「物納」によって相続税の納税資金を確保する選択も考慮しておく必要があります。

そのため、物納の要件を確認して生前中に物納できるような準備をしておくことが必須となります。

3. 自社株の相続税評価額の高い会社で、その会社に関わる予定のない同族株主の相続人の場合

その会社に関わる予定のない同族株主の相続人にとって、無価値と思われる自社株の相続税評価額が高い場合には、自社株の取得方法などに注意が必要です。

同族株主が取得する株式であっても、取得後の議決権割合が5%未満で、中心的な同族株主に該当しないなど一定の要件を満たす場合には、「特例的評価方式」によって評価することができます。そのことを、以下の設例が確認します。

【設例】

1. A社（発行済株式数10,000株）の株主 甲 8,800株、甲の弟（乙）1,200株
2. A社株式の相続税評価額 原則的評価額 5,000円、特例的評価額 1,000円
3. 乙の家族（全員A社の役員ではない） 妻・長男（40歳）・長女
4. A社株式の贈与 ①長男へ1,200株贈与、②乙から妻・長男・長女へ400株ずつ贈与、のいずれかの贈与を行う
5. A社株式の相続税評価額
 - ① 長男へ全株贈与する場合 $1,200株 \times 5,000円 = 600万円 \Rightarrow$ 贈与税 68万円
 - ② 3人へ400株ずつ贈与する場合
妻・長男・長女 $400株 \times 1,000円 = 40万円/人 \Rightarrow$ 贈与税の基礎控除額以下なので贈与税は課されない。
6. 株価の判定
 - ① 長男 長男は同族株主に該当し、贈与によって取得した後の議決権が5%以上となるため、原則的評価方式によって評価することになる。
 - ② 妻・長男・長女

3人は同族株主に該当するが、贈与によって取得した後の議決権が5%未満であり、A社には、甲が中心的な同族株主で、3人は中心的な同族株主に該当しないことなどから、特例的評価方式によって評価することができる。

（文責：山本和義）